

「家庭的保育事業等における連携施設に関する調査」 集計結果

【公立保育園】

Q1. 連携先施設の子どもが集団保育・教育を経験し、卒園後にスムーズに大きな集団に馴染めるように、貴園の行事等に参加することができますか？

	回答数
できる	3
条件によってはできる	3
既に実施している	4
できない	0
未回答	0
合計	10

Q1-1. どのような条件があればできるか

	回答数
連携先施設の職員が行事の運営について協力(準備・片づけ等)すること	0
日頃から施設間で交流を図ること	3
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	0
自園及び連携先施設の保護者の理解を得られること	1
その他	0
合計	4

Q1-2. 参加可能だと思われる行事と人数 ※カッコ内は既に他施設の子どもが参加している園の数

行事名	回答数
運動会	6 (1)
遠足	1 (0)
お楽しみ会	2 (1)
おみせやさんごっこ	2 (1)
おまつりごっこ(乳児クラスと)	2 (0)
七夕集会	1 (0)
鏡開きの集会	1 (0)
節分集会	1 (0)
夏祭り	3 (2)
焼き芋会	2 (2)
乳児集会(保育園の乳児クラスの子どもたちと一緒にあそぶ)	1 (1)
地域子育て支援センターの事業	1 (1)
避難訓練	1 (1)
プールあそび	1 (1)
合計	25 (11)

Q1-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
事故が起こった場合の対応と責任の所在	9
連携先施設と自園の職員の役割	9
行事の実施に際し費用(実費等)が発生する場合の費用の負担及び支払方法	2
実施(受入れ)の手順	9
その他	1
合計	30

Q1-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	0
施設の広さ(面積)の余裕がない	0
事故発生時等の対応ができない	0
知らない子どもがいると自園の子どもの保育・教育に影響がある	0
その他	0
合計	0

➡ その他回答

<ul style="list-style-type: none"> ・双方の連絡担当者(連携の窓口となる人)を明確にしておく ・事前打ち合わせを必ずして実施

Q1-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設の職員が行事の運営について協力(準備・片づけ等)すること	0
日頃から施設間で交流を図ること	0
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	0
その他	0
合計	0

Q2. 連携先施設が行事の練習や発表会、散歩等で使用できるように、また連携先施設にない設備を子どもたちに体験させるために、園庭やホール、プール等の施設(設備)を開放することができますか？

	回答数
できる	2
条件によってはできる	5
既に実施している	3
できない	0
未回答	0
合計	10

Q2-1. どのような条件があればできるか

	回答数
連携先施設の職員が施設(設備)の準備や片付け等を行うこと	4
日頃から施設間で交流を図ること	5
施設の使用に係る費用等が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	0
施設の維持・管理に係る費用の一部を連携先施設が負担すること	0
施設の維持・管理に係る費用の一部を市が負担すること	2
その他	1
合計	11

Q2-2. 開放できると思われる施設(設備) ※※カッコ内は既に開放している園の数

行事名	回答数
園庭	9 (4)
ホール	6 (0)
プール	9 (3)
地域子育て支援センター	1 (1)
合計	25 (8)



その他回答

・地域子育て支援センターを開いているので、センター利用者との兼ね合いがあり、ホール利用は、前もっての計画が必要かと思う。事前に連絡もらうこと。

Q2-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
事故が起こった場合の対応と責任の所在	9
実施(受入れ)の手順	9
施設の使用に際し費用が発生する場合の費用の負担及び支払方法	2
連携先施設と自園の職員の役割	9
急遽自園で使用したい場合などの取り扱い	9
その他	1
合計	38

Q2-4. 実施できない理由

	回答数
常に(ほとんど)使用しており、開放できる時間がない。	0
開放できるような施設(設備)がそもそもない	0
事故発生時等の対応ができない	0
知らない子どもがいると自園の子どもの保育・教育に影響がある。	0
その他	0
合計	0



その他回答

・双方の連絡担当者(連携の窓口となる人)を明確にしておく

Q2-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設の職員が施設(設備)の準備や片付け等を行うこと	0
日頃から施設間で交流を図ること	0
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	0
その他	0
合計	0

Q3. 連携先施設の保育の質の向上や、保育士が少ないことによる偏った保育内容にならないための保育内容等の相談・助言を行うことができますか？

	回答数
できる	6
条件によってはできる	1
既に実施している	3
できない	0
未回答	0
合計	10

Q3-1. どのような条件があればできるか

	回答数
専任の職員を配置する場合の費用を連携先施設が負担すること	0
担当の職員では判断できない場合の相談先	0
対応可能時間の指定	1
相談・助言に対する第三者の評価	0
その他	0
合計	1

Q3-2. どの程度対応できるか

	回答数
随時(いつでも)	7
保育士が対応可能なとき(手が空いているとき)	4
その他	2
合計	11

その他回答
 ・すぐに対応できない時は、お返し連絡する等考える。
 ・基本、いつでも対応できる職員が対応している。専門職(栄養)も含む。事前に電話等の相談があれば、日程(時間)調整し、相談に乗ることもある。

Q3-3. 事前に取り決めておいた方が良いと思うこと

	回答数
実施(相談)の手順	7
専任職員の配置等により費用が発生する場合の費用の負担及び支払方法	0
対応結果等についての責任の所在	4
対応時間の指定	3
対応可能な相談内容	4
その他	1
合計	18

その他回答
 ・臨機応変に対応しているので、特に細かい取り決めはしていない。

Q3-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	0
助言できるほど経験やスキルのある職員がいない	0
その他	0
合計	0

Q3-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
専任の職員を配置する場合の費用を連携先施設が負担すること	0
担当の職員では判断できない場合の相談先	0
対応可能時間の指定	0
その他	0
合計	0

Q4. 子どもの健康診断を連携先施設と合同で実施することができますか？

	回答数
できる	7
条件によってはできる	2
既に実施している	1
できない	0
未回答	0
合計	10

Q4-1. どのような条件があればできるか


	回答数
医師の承諾を得ること	3
連携先施設が自園と同じ医師に嘱託医を委託すること	2
連携先施設の子どもに関する費用は連携先施設が負担すること	0
その他	0
合計	5

Q4-2. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
連携先施設の子どもの受診に係る費用の負担及び支払方法	5
実施(受診)の手順	10
実施日時	10
連携先施設と自園の職員の役割	8
その他	2
合計	35

Q4-3. 実施できない理由

	回答数
(施設の使用・契約等により)実施時間が確保できない	0
医師の承諾が得られない	0
その他	0
合計	0


その他回答
 ・双方の連絡担当者(連携の窓口となる人)を明確にしておく
 ・来れるならどうぞ。日程調整は必要。

Q4-4. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設が自園と同じ医師に嘱託医を委託すること	0
連携先施設の子どもに関する費用は連携先施設が負担すること	0
その他	0
合計	0

Q5. 連携先施設において火災等が発生した場合、一時避難場所として子どもと職員を受け入れることができますか？

	回答数
できる	7
条件によってはできる	3
既に実施している	0
できない	0
未回答	0
合計	10

Q5-1. どのような条件があればできるか

	回答数
保育室等に受け入れる余裕がない場合に、園庭やホール、廊下等での受入れでもよいこと	3
消耗品等の実費が発生した場合は連携先施設が費用を負担すること	0
その他	0
合計	3

Q5-2. 何人ぐらい受入出来るか


	回答数
全員	9
(20)人程度	1
合計	10

Q5-3. 事前に取り決めておいた方が良いと思うこと

	回答数
消耗品等の実費が発生した場合の費用の負担及び支払方法	1
事前の避難訓練等の実施	8
受け入れる場所	6
受け入れる人数	5
連携先施設と自園の職員の役割	9
その他	1
合計	30

Q5-4. 実施できない理由

	回答数
受け入れられる場所がない	0
対応する職員が足りない	0
急な対応ができない	0
その他	0
合計	0


その他回答
 ・施設は提供するし、相談にも乗れるが、責任は自分たちで持ってすごしてほしい。

Q5-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
保育室等に受け入れる余裕がない場合に、園庭やホール、廊下等での受入れでもよいこと	1
消耗品等の実費が発生した場合は連携先施設が費用を負担すること	1
その他	0
合計	2

Q6. 連携先施設で職員の確保が難しい場合に、土曜日の保育を希望する子どもを定期的に(継続的に)貴園で受け入れることができますか？

	回答数
できる	1
条件によってはできる	3
既に実施している	0
できない	5
未回答	1
合計	10

Q6-1. どのような条件があればできるか

	回答数
連携先施設の子どもの保育の費用(加配した場合の職員の人件費等含む)については連携先施設が負担する(支払う)こと	0
現状の職員体制で対応可能な人数のみ受け入れること	2
その他	3
合計	5

Q6-2. 何人程度なら受け入れられるか

	回答数
0歳児(0)人程度	1
1歳児(2)人程度	
2歳児(2)人程度	1
0歳児()人程度	
1歳児(適宜)人程度	2
2歳児(適宜)人程度	
その時の職員体制による	2
合計	4

➡ **その他回答**

- ・連携先施設で職員の確保が難しいというが、体制がとれる職員は子どものともに来るのか、それとも子どもだけを受けるのかによっても変わってくると思う。
- ・費用負担等に関しての扱いが明確になっていること。□
- ・事故が起こった場合の対応等について明確になっていること。
- ・前後の様子や家庭状況等について、個人情報等について等の共有の方法や制限が明確になっていること。
- ・受入園の規模によるが、1人は連携先施設の職員が同行できるとよい。
- ・日頃から交流を図り、「顔を知っている、場所を知っている」関係を作ることが大切であると思う。

Q6-3. 事前に取り決めておいた方が良いと思うこと

	回答数
費用の負担及び支払方法	2
実施(依頼)の手順	5
実施日時	5
受入人数	5
受け入れる子どもの情報提供	5
障害児等の受入の可否	4
その他	1
合計	27

➡ **その他回答**

- ・双方の連絡担当者(連携の窓口となる人)を明確にしておく

Q6-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	5
施設の面積基準等の余裕がない	0
職員への負担が大きい	4
自園の子どもへの保育・教育の質が低下する可能性がある	0
その他	1
合計	10

➡ **その他回答**

- ・日頃保育していない園で、知らない職員や子ども達の中で保育することは、そのお子さんの負担も大きく、そのための人でも別に必要となる。年末保育のように手厚い人員配置がない中では不可能。

Q6-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設の子どもの保育の費用(加配した場合の職員の人件費等含む)については連携先施設が負担する(支払う)こと	0
現状の職員体制で対応可能な人数のみ受け入れること	1
その他	4
合計	5

➡ **その他回答**

- ・現状の職員体制も満たしていないので、人が満たされれば可能である。
- ・土曜日のみの保育を受け入れることは、子どもへの負担、職員への負担を考えると難しいと考える。
- ・日頃保育していない園で、知らない職員や子ども達の中で保育することは、そのお子さんの負担も大きく、そのための人でも別に必要となる。年末保育のように手厚い人員配置がない中では不可能。
- ・連携先施設の子どもの運用の専任の保育士が必要。
- ・土曜日のみなので、子どもの情報をどのように連携していくか。
- ・日常的な連携(個人情報も含む)
- ・責任の所在の明確化

Q7. 連携先施設の従業者が病気・ケガ・慶弔等で急遽欠勤し、代わりの従業者の確保も出来ず、保育の提供が出来ない場合の代替保育(代替保育士の派遣または貴園での合同保育)を提供することができますか？

①代替保育士の派遣	回答数
できる	0
条件によってはできる	3
既に実施している	0
できない	7
未回答	0
合計	10

②合同保育の実施	回答数
できる	1
条件によってはできる	5
既に実施している	0
できない	3
未回答	1
合計	10

Q7-1. どのような条件があればできるか

①代替保育士の派遣	回答数
保育士の派遣に係る費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	0
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	0
職員体制に余裕がある場合のみの対応でよいこと	3
その他	0
合計	3

②合同保育の実施	回答数
連携施設の子どもの保育の費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	0
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	0
自園の子どもの人数と職員体制に余裕がある場合のみの受け入れでよいこと	2
その他	3
合計	5

Q7-2. どのくらいの頻度・距離・人数であればできるか

①代替保育士の派遣(頻度)	回答数
いつでも	0
()回/日・週・月 程度	0
その時の自園の子どもの人数及び職員体制による	4
その他	0
合計	4

①代替保育士の派遣(距離)	回答数
どこでも	2
徒歩で片道(15)分程度の距離	1
自転車で片道(20)分程度の範囲	1
その他	0
合計	4

①代替保育士の派遣(派遣可能な人数)	回答数
1	3
2	1
合計	4

②合同保育の実施	回答数
いつでも	0
()回/日・週・月 程度	0
その時の自園の子どもの人数及び職員体制による	5
その他	1
合計	6

②合同保育の実施(受け入れ可能な人数)	回答数
0歳児()人程度	
1歳児(適宜)人程度	1
2歳児(適宜)人程度	
その時に職員体制による	2
合計	3

その他回答
 ・職員が派遣が可能なら、その方が子どもに負担はないと思う。
 ・費用の扱い、責任の所在、子どもの情報の共有や制限と方法等が予め決められていること。
 ・家庭的保育事業は、子ども全員受け入れ
 ・小規模保育事業は、欠勤する保育士の担当クラスの園児を受け入れ

その他回答
 ・緊急の場合なので決めておくことはできないのではないか。

Q7-3. 事前に取り決めておいた方が良いと思うこと

①代替保育士の派遣	回答数
費用の負担及び支払方法	0
実施(依頼)の手順	4
派遣可能人数	4
派遣可能な時間	4
連携先施設の子どもの情報提供	4
障害児等の対応の可否	4
事故発生時の対応及び責任の所在	4
その他	0
合計	24

②合同保育の実施	回答数
費用の負担及び支払方法	1
実施(依頼)の手順	6
受入可能人数	6
受け入れる子どもの情報提供	6
障害児等の受入の可否	5
その他	1
合計	25

その他回答
 ・双方の連絡担当者(連携の窓口となる人)を明確にしておく

Q7-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	5
施設の面積基準等の余裕がない	1
職員への負担が大きい	4
自園の子どもへの保育の質が低下する可能性がある	1
その他	1
合計	12

その他回答
 ・現状でも、休暇も思うようにとれず、超勤として認められない超勤をしている中で、これ以上の受け入れは厳しい。
 ・公務員の派遣事業ではない

Q7-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

①代替保育士の派遣	回答数
保育士の派遣に係る費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	1
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	3
職員体制に余裕がある場合のみの対応でよいこと	0
その他	2
合計	6

②合同保育の実施	回答数
連携施設の子どもの保育の費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	0
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	2
自園の子どもの人数と職員体制に余裕がある場合のみの受け入れでよいこと	1
その他	1
合計	4

その他回答
 ・現時的に無理がある
 ・連携施設同士で、派遣を判断するのではなく、保育課としてどう判断していくのが大切。
 ・できれば、保育課でプール要員を確保する事が望ましい。

その他回答
 ・現時的に無理がある

Q8. 連携先施設を卒園する子ども(3歳以降)を受け入れるための枠を確保することができますか？

	回答数
できる	1
条件によってはできる	2
既に実施している	0
できない	7
未回答	0
合計	10

Q8-1. どのような条件があればできるか

	回答数
当該年度の入園申込受付開始より前に希望園を決めてもらうこと	2
設定されている連携施設に必ず入園すること	0
その他	0
合計	2

Q8-2. 何人程度確保できるか

	回答数
1~2	1
2	1
合計	2

Q8-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと


	回答数
受け入れる子どもの引き継ぎ方法及び内容	3
その他	0
合計	3

Q8-4. 実施できない理由

	回答数
入所に係る審査及び決定は市で行っているから	6
入園希望者の取り扱いを公平にしたいから	3
枠を設けて入園しなかった場合に運営を圧迫するから	0
その他	0
合計	9

Q8-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
当該年度の入園申込受付開始より前に希望園を決めてもらうこと	0
設定されている連携施設に必ず入園すること	1
その他	2
合計	3


その他回答
 ・入所に係る審査及び決定は市で行っている為
 ・あくまでも定員内とする事